

議 事 録

会議の名称	令和5年度第9回登米市農業委員会総会																																																						
開催日時	令和5年11月27日（月） 午後1時30分 開会 午後2時18分閉会																																																						
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																						
議長の名氏	会長 高橋 清範																																																						
出席者（委員）の名氏	<p>【農業委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番 小野寺 義 幸</td> <td>2番 鈴木 泰 子</td> <td>3番 田 島 幹 雄</td> </tr> <tr> <td>4番 三 塚 芳 毅</td> <td>5番 五十嵐 幸 喜</td> <td>6番 柴 崎 専 一</td> </tr> <tr> <td>7番 佐 藤 久 順</td> <td>8番 浅 野 和 宏</td> <td>9番 岩 淵 勉</td> </tr> <tr> <td>10番 岩 崎 とみ子</td> <td>11番 阿 部 静 男</td> <td>12番 上 野 栄 公</td> </tr> <tr> <td>13番 小野寺 鉄 子</td> <td>14番 阿 部 晃 徳</td> <td>15番 加美山 竜 太</td> </tr> <tr> <td>16番 高 橋 健 之</td> <td>17番 鈴 木 巖</td> <td>18番 芳 村 忠 市</td> </tr> <tr> <td>19番 芳 賀 秀 二</td> <td>20番 櫻 井 利 光</td> <td>21番 佐 藤 瑛 彦</td> </tr> <tr> <td>22番 鹿 野 昭 子</td> <td>23番 門 馬 一 郎</td> <td>24番 高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番 門 脇 昭 雄</td> <td>2番 及 川 祐 宏</td> <td>3番 田 崎 光 雄</td> </tr> <tr> <td>4番 千 葉 久三男</td> <td>5番 東 敬 三</td> <td>6番 芳 賀 定 一</td> </tr> <tr> <td>7番 高 橋 弥寿仁</td> <td>8番 白 石 久 喜</td> <td>9番 佐 々 木 正 志</td> </tr> <tr> <td>10番 岩 渕 和 也</td> <td>11番 青 山 信 一</td> <td>12番 千 葉 利 行</td> </tr> <tr> <td>13番 佐 藤 啓</td> <td>14番 千 葉 孝 二</td> <td>15番 佐 々 木 喜 朗</td> </tr> <tr> <td>16番 千 葉 博 直</td> <td>17番 佐 々 木 尚 二</td> <td>18番 小野寺 堅 二</td> </tr> <tr> <td>19番 小 出 隆 則</td> <td>20番 豊 澤 啓 司</td> <td>21番 佐 々 木 武 雄</td> </tr> <tr> <td>22番 佐 藤 晃</td> <td>23番 鈴 木 一 義</td> <td>24番 小 林 弘 幸</td> </tr> <tr> <td>25番 石 堂 貴 博</td> <td>26番 佐 藤 進 也</td> <td>27番 土 生 浩 也</td> </tr> <tr> <td>28番 亀 井 達 夫</td> <td>29番 近 藤 充</td> <td>30番 白 鳥 剛</td> </tr> </table> <p>（<span style="background-color: #cccccc;">    </span>は欠席委員、<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em; vertical-align: middle;"></span>は遅参委員、<span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em; vertical-align: middle;"></span>は早退委員）</p>	1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄	4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一	7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉	10番 岩 崎 とみ子	11番 阿 部 静 男	12番 上 野 栄 公	13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太	16番 高 橋 健 之	17番 鈴 木 巖	18番 芳 村 忠 市	19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光	21番 佐 藤 瑛 彦	22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範	1番 門 脇 昭 雄	2番 及 川 祐 宏	3番 田 崎 光 雄	4番 千 葉 久三男	5番 東 敬 三	6番 芳 賀 定 一	7番 高 橋 弥寿仁	8番 白 石 久 喜	9番 佐 々 木 正 志	10番 岩 渕 和 也	11番 青 山 信 一	12番 千 葉 利 行	13番 佐 藤 啓	14番 千 葉 孝 二	15番 佐 々 木 喜 朗	16番 千 葉 博 直	17番 佐 々 木 尚 二	18番 小野寺 堅 二	19番 小 出 隆 則	20番 豊 澤 啓 司	21番 佐 々 木 武 雄	22番 佐 藤 晃	23番 鈴 木 一 義	24番 小 林 弘 幸	25番 石 堂 貴 博	26番 佐 藤 進 也	27番 土 生 浩 也	28番 亀 井 達 夫	29番 近 藤 充	30番 白 鳥 剛
1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄																																																					
4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一																																																					
7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉																																																					
10番 岩 崎 とみ子	11番 阿 部 静 男	12番 上 野 栄 公																																																					
13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太																																																					
16番 高 橋 健 之	17番 鈴 木 巖	18番 芳 村 忠 市																																																					
19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光	21番 佐 藤 瑛 彦																																																					
22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範																																																					
1番 門 脇 昭 雄	2番 及 川 祐 宏	3番 田 崎 光 雄																																																					
4番 千 葉 久三男	5番 東 敬 三	6番 芳 賀 定 一																																																					
7番 高 橋 弥寿仁	8番 白 石 久 喜	9番 佐 々 木 正 志																																																					
10番 岩 渕 和 也	11番 青 山 信 一	12番 千 葉 利 行																																																					
13番 佐 藤 啓	14番 千 葉 孝 二	15番 佐 々 木 喜 朗																																																					
16番 千 葉 博 直	17番 佐 々 木 尚 二	18番 小野寺 堅 二																																																					
19番 小 出 隆 則	20番 豊 澤 啓 司	21番 佐 々 木 武 雄																																																					
22番 佐 藤 晃	23番 鈴 木 一 義	24番 小 林 弘 幸																																																					
25番 石 堂 貴 博	26番 佐 藤 進 也	27番 土 生 浩 也																																																					
28番 亀 井 達 夫	29番 近 藤 充	30番 白 鳥 剛																																																					
事務局職員職氏名	農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐々木 祐也、主査 千 葉 貴行 書記：農地管理係長 園田 孝史																																																						
議 題	報告第25号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第26号 使用貸借権の合意解約について																																																						

	<p>報告第 27 号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第 28 号 農地基本台帳新規(補正)登載申請について</p> <p>議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 60 号 非農地証明願について</p> <p>議案第 61 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 62 号 買受適格証明願について</p>
会 議 結 果	<p>報告第 25 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 26 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 27 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 28 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>議案第 57 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 58 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 59 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 60 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 61 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 62 号 原案のとおり決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>令和 5 年度第 9 回登米市農業委員会総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案書</li> <li>・議案説明資料</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・農地法第 3 条調査書</li> </ul>
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ</li> <li>・議案説明のための出席説明員及び書記の報告</li> </ul>
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、9 番 岩淵勉 委員、10 番 岩崎とみ子 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。</p> <p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第 4、報告第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 25 号を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第 5、報告 26 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 26 号を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第 6、報告 27 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 27 号を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第 7、報告 28 号「農地基本台帳新規(補正)登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p>

これで、報告第 28 号を終わります。

議長

次に、日程第 8、議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

《事務局説明》

進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。

法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用については、譲受人の経営農地はすべて耕作されています。また、保有している機械の能力等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。

第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。

第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第 5 号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。

進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。また、第 6 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思

います。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第 2 区の報告を登壇してお願いします。

22 番委員

登米市農業委員会第 2 区に係る現地確認調査は、令和 5 年 11 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第 3 条の進行番号 19 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 7 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、登米市石越町に在住する譲受人が、仙台市に居住する譲渡人から農業経営を始めるため、石越町佐沼地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。

譲受人は、現在農地を耕作しておりませんが、保有している機械の能力などから見て、効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のとおり報告します。

令和 5 年 11 月 27 日現地調査委員

1 番 小野寺 義幸 委員  
23 番 門馬 一郎 委員  
22 番 鹿野 昭子 委員

議長

調査報告が終わりました。

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

なお、進行番号 4 番、5 番については、18 番芳村忠市委員より事前に支障なしとの報告を受けております。

進行番号 3 番について、14 番阿部晃徳委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号 8 番について、19 番芳賀秀二委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号 9 番、10 番について、2 番鈴木泰子委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号 12 番、13 番、14 番について、5 番五十嵐幸喜委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号 16 番、17 番について、17 番鈴木巖委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号 18 番について、9 番岩淵勉委員

《支障なしの声を確認》

議長

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

19 番委員

19 番芳賀です。

6 番の登米の案件ですけれども、この譲渡し人の方、この申請の後に無くなっています。先週。なので、3 条から除外になりますよね。

事務局

ご報告いただきましたものを私の方で確認したいと思います。本来、総会の許可前なのか、後ろなのかによって取り扱いが異なってくると思います。それに基づいて取り下げなどを確認させていただきたいと思います。

議長

その他に質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第 57 号を採決します。

お諮りします。

本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請の通り許可することに決定いたしました。

次に日程第 9、議案第 58 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」さらに日程第 10、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査委員から、調査結果の報告を求めます。

第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。

19 番委員

農地法第 4 条の進行番号 1 番については別紙議案説明資料 8 ページから 10 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲の周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 1 番、2 番、5 番については、別紙議案説明資料 11 ページから 13 ページ、14 ページから 16 ページ、23 ページから 25 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

農地法第5条の進行番号3番、6番については、別紙議案説明資料17ページから19ページ、26ページから28ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象とならない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号4番については、別紙議案説明資料20ページから22ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的に転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号7番については、別紙議案説明資料29ページから31ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告いたします。

令和5年11月27日、現地調査員

7番 佐藤 久順 委員

20番 櫻井 利光 委員

10番 芳賀 秀二 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第58号、議案第59号について、一括して質疑を行います。  
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

無ければ質疑を終わります。

これより議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は許可相当であると決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第58号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定については、許可相当である旨を記載した意見書を知事に送付いたします。

次に議案第 59 号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、許可相当であると決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、許可相当である旨を記載した意見書を知事に送付いたします。

次に、日程第 11、議案第 60 号「非農地証明願について」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る申請は、登米市農業委員会非農地証明書交付事務処理要領第 6 条各号の要件を満たしており、証明する要件を満たしていると思われます。  
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

農地利用状況調査結果に基づく、非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 12、「議案第 61 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本案件については、所有権移転が 10 件、利用権設定が 33 件、一括方式が 5 件となっております。所有権移転の進行番号 8 番、利用権設定の進行番号 10 番、11 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該

当いたします。したがいまして、審議の進め方を委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思います。ただし、利用権設定の進行番号 10 番は、本日、18 番芳村委員が欠席のため委員以外の案件に含めて行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定いたしました。

初めに、委員の案件、所有権移転の進行番号 8 番について審議に入ります。本案件は 5 番五十嵐幸喜委員の案件ですので、同委員の退場を求めます。それでは事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われまます。

議長

説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。  
これから議案第 61 号の委員の案件。  
所有権移転の進行番号 8 番を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての所有権移転の進行番号 8 番は、原案の通り決定いたしました。  
5 番五十嵐幸喜委員の入場を許可します。

次に、委員の案件、利用権設定の進行番号 11 番について審議に入ります。

本案件は9番岩淵勉委員の案件ですので、同委員の退場を求めます。  
それでは事務局から説明を求めます。

事務局

《事務局より説明》

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われま

議長

説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。  
これから議案第61号の委員の案件。  
利用権設定の進行番号11番を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。  
よって、議案第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定の進行番号11番は、原案の通り決定いたしました。  
9番岩淵勉委員の入場を許可します。

議長

次に、議案第61号の委員以外の案件について審議に入ります。  
事務局から説明を求めます。

事務局

《事務局より説明》

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われま

議長

説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。  
これより議案第 61 号の委員以外の案件について採決します。  
お諮りします。  
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。  
よって議案 61 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定  
についての委員以外の案件について原案の通り決定いたしました。

次に、日程第 13、議案第 62 号「買受適格証明願」を議題といたします。  
事務局から説明願います。

《事務局説明》

事務局

進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。  
法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用については、買受人の願出人の経営農  
地はすべて耕作されており、保有している機械の能力からみて、耕作の事業に  
供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。  
第 2 号については、願出人は個人であり適用はありません。  
第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。  
第 4 号の農作業への常時従事については、願出人は農作業を行う必要がある  
日数について農作業に従事すると見込まれます。  
第 5 号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあた  
りません。  
また、第 6 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料  
を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたい  
と思います。  
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

無いようですので質疑を終わります。

これより議案第 62 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり非農地として決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号「買受適格証明願について」は原案のとおり決定することにいたしました。

議長

以上で、総会日程は終了しました。

令和 5 年度第 9 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 5 年 11 月 27 日

議 長(会長)

高 橋 清 範

議事録署名人 9 番

岩 淵 勉

議事録署名人 10 番

岩 崎 とみ子